

Community School

コミュニティ・スクール



学校運営協議会設置に向けて



コミュニティ・スクールのイメージ



コミュニティ・スクール(CS)



・文部科学省では、2016年度末までに全国の学校の1割に当たる3000校をCSにすることを目標(3600校1.2割)
 ・さらに中教審答申では、全国全ての公立小中学校をCSにすることを提案している。(地教行法改正でH29.4～CSが努力義務化に！)



・地域住民や保護者、地域の団体等の人材が参画し、活動プログラム等を企画・運営する。
 ・構成メンバーとして、地域コーディネーター、PTA代表、学習支援ボランティア、公民館長等が考えられる。

学校運営協議会

- ・学校運営の基本方針の承認
- ・(学校運営に関する意見)
- ・(教職員の任用に関する意見)
- +
- ・学校支援活動等の総合的な企画・調整
- ・学校関係者評価の基本方針の検討
- ・学校運営に関する全体的な協議

学校評価

自己評価の実施公表



設置者への報告

地域学校協働本部 (学校応援団)



シルバーボランティア



育成会(有価物回収等)

学習支援ボランティア

地域人材活用(栽培等)



学校評議員会

運営に関する意見

評価

コミュニティ・スクール(CS)の経緯

	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	学校評議員制度
目的	保護者や地域の住民が <u>一定の権限と責任を持って</u> 学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	開かれた学校づくりを一層推進していくため、 <u>保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。</u>
位置付け	学校の運営について、教育委員会の下部組織として、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一同に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。
法律等	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5 平成16年9月9日施行	学校教育法施行規則第49条 平成12年4月1日施行
	教育委員会は、 <u>教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。</u>	<u>設置者の判断により、学校に学校評議員を置くことができる。（学校教育法施行規則第49条第1項）</u>
委員	<u>地域の住民・保護者</u> その他教育委員会が必要と認める者	<u>当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解および識見を有する者のうちから、校長の推薦により設置者が委託（学校教育法施行規則第49条第3項）</u>
主な内容	以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する <u>基本的な方針について承認する。</u> ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述 <u>べ</u> ることができる。 ③ <u>教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べる</u> ことができ、任命権者はこれを尊重する。	学校評議員は、 <u>校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる</u> ことができる。（学校教育法施行規則第49条第2項） 学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。

⇒ 「学校運営協議会制度」は、次の法律に基づく制度で、主に3つの機能を持つ。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6】 H16制定、H29改正

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置
= 学校の運営に関して協議する機関

主語は教育委員会

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること (必須)
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること (任意)
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること (任意)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)47条の6 (* 47条の5から47条の6に変更)H29.4.1~

改正事項

①学校運営協議会の設置を努力義務化

②学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加

学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直す協議の結果に関する情報提供の努力義務化

地域学校協働活動推進員やこれに準ずる者を委員に加える

③委員の任命に関する校長の意見申出を規定

校長がリーダーシップを発揮できる仕組みを規定

教育委員会規則に
明記する。

④任用に関する意見の柔軟化

教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で規定

(例:特定の教員に関するものは除く など)

⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に

小中一貫教育など、相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる

平成29年3月地教行法の改正

○設置の努力義務化

【改正前】

教育委員会は、…その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。



【改正後】

教育委員会は、…学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

文科省H30概算要求説明会資料より

努力義務化による学校運営協議会 の位置づけの変化

【これまで】

学校運営協議会が設置される学校は、指定を受けた**特定の学校に限られる。**

【現在】

制度上、**全ての学校**に学校運営協議会が設置されることが想定。

→指定制度は廃止。

「努力義務」の意味

①訓示的規定

内容が理念的、抽象的で義務付けがなじまないもの。

(例) 東日本大震災復興基本法

第5条 国民は、…相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。



学校運営協議会はこちら

②激変緩和的規定

内容は具体的だが、一律に義務付けるには時期尚早であるもの。

(例) 健康増進法

第25条 学校…その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

文科省H30概算要求説明会資料より

努力義務だから今のままで良い？

- ・努力を何ら行わないこと
- ・現状を積極的に維持すること
＝地教行法の規定の趣旨に反する。

(参考)東京高裁判決(平成19年6月28日)

(男女雇用機会均等法の努力義務規定は)単なる訓示規定ではなく、実効性のある規定であることは均等法自体が予定しているものであり、上記目標を達成するための努力をなんら行わず、均等な取扱いが行われていない実態を積極的に維持すること、あるいは、配置及び昇進についての男女差別を更に拡大するような措置をとることは、同条の趣旨に反する

文科省H30概算要求説明会資料より

平成29年3月地教行法の改正

○5年後の見直し

附則

政府は、この法律の施行後5年を目途として、

・・・学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を
図る観点から、学校運営協議会の在り方について検
討を加え、

必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要
の措置を講ずるものとする。

文科省H30概算要求説明会資料より

なぜ学校運営協議会が導入されたか

○学校と家庭・地域との関係

→制度的な仕組みがあれば校長、教員の異動があっても
協力体制が維持できる

○PTA組織、活動内容の改善

→学校の補完的存在(例、役員が決まらない等)から、再び、教員とともに
子供の健全育成を目指す共同体へ

○安心・安全な学校、地域づくり／2011年東日本大震災

→登下校、地域活動時の安全
緊急時の避難場所としての学校、
避難所運営
緊急事態時の学校再開 等

堀井啓幸 常葉大学教授



コミュニティ・スクール(CS)の経緯

学校評議員制度

学校の運営の在り方に家庭・地域の代表の方が入って、もう少しよい学校をつくり上げていこうという動きになった。具体的には、平成12年に学校評議員制度ができた(学校教育法施行規則49条)。

学校評価の取組と相まって、全国的な広がりを見せたが、学校評議員の権限はあくまで「意見を述べる」ことにとどまり、その意見も拘束力を伴わないことから、拡大に伴いその形骸化も指摘されるようになった。

コミュニティ・スクール(CS)の経緯

学校運営協議会制度

学校評議員制度の形骸化に伴い、さらに「社会総掛かり」で子供を育てていくこと、そして「地域に開かれた学校づくり」を一層推進するため、平成16年に学校運営協議会制度ができた(地方教育行政の組織及び運営に関する法律47条5)。

もともと山梨県では学校と家庭、地域の連携がよく、あえて制度を取り入れることでギスギスしてしまうことの懸念がある。

(南部中事業記録より 堀井啓幸 常葉大学教授)

CSにすることによるメリット

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。



教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。



保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。



地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



文科省「コミュニティ・スクールって何?!」H28.7資料より

だから、コミュニティ・スクールにしました。

(『コミュニティ・スクールって何?!』文部科学省より)

これからの時代を生きる子供たちのために



これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、教育課程を工夫し、教育活動を展開する必要があります。だからこそ、保護者や地域住民とお互いの情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子供たちのために」という共通の目標・ビジョンを持って、同じベクトルで日々の教育活動を進めていきたいと考えたからです。

社会総掛かりで子供たちを育む体制を作るために

学校評議員の方からは、これまでたくさんの御意見をいただき、学校運営に反映してきました。この仕組みを発展させ、さらに多くの地域住民や保護者に子供たちの成長に関わっていただけるような学校にしていきたい、信頼できる大人と関わる機会をたくさん作りたいと考えたからです。



文科省「コミュニティ・スクールって何?!」H28.7資料より



連携・協働体制の構築に向けて

私たちの町には、社会教育関係団体がたくさんあります。それらの団体等と学校との関係を一度整理し、目標や役割等について話し合う場を設定したいと考えました。学校と地域はパートナーとして連携・協働し、子供たちの学びを充実させていく必要があると考えます。

義務教育9年の学びの充実のために

小中一貫教育を実現するためには、教育課程だけでなく、子供たちの家庭や地域の中での学び、発達段階に応じた心の成長等も一緒に考える必要があります。そこで、保護者や地域住民と子供たちの義務教育9年について話し合う場として、学校運営協議会を設置する必要があると感じました。



地方創生を目指して

この町の人口減少は喫緊の課題です。学校と地域の両方を元気にするには、地域全体で共通の目標・ビジョンを持って取り組む「コミュニティ・スクール」の仕組みが必要だと思ったからです。

文科省「コミュニティ・スクールって何?!」H28.7資料より

コミュニティ・スクールの仕組みを取り入れるメリット・魅力は何？



従来より地域との連携を進めているが、コミュニティ・スクールになるメリットや魅力ってどんなところ？



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することによるメリットとして、主に以下の3つが挙げられます。

① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「**持続可能な仕組み**」です。

② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

学校運営協議会や熟議等を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「**目標・ビジョンを共有**」できます。

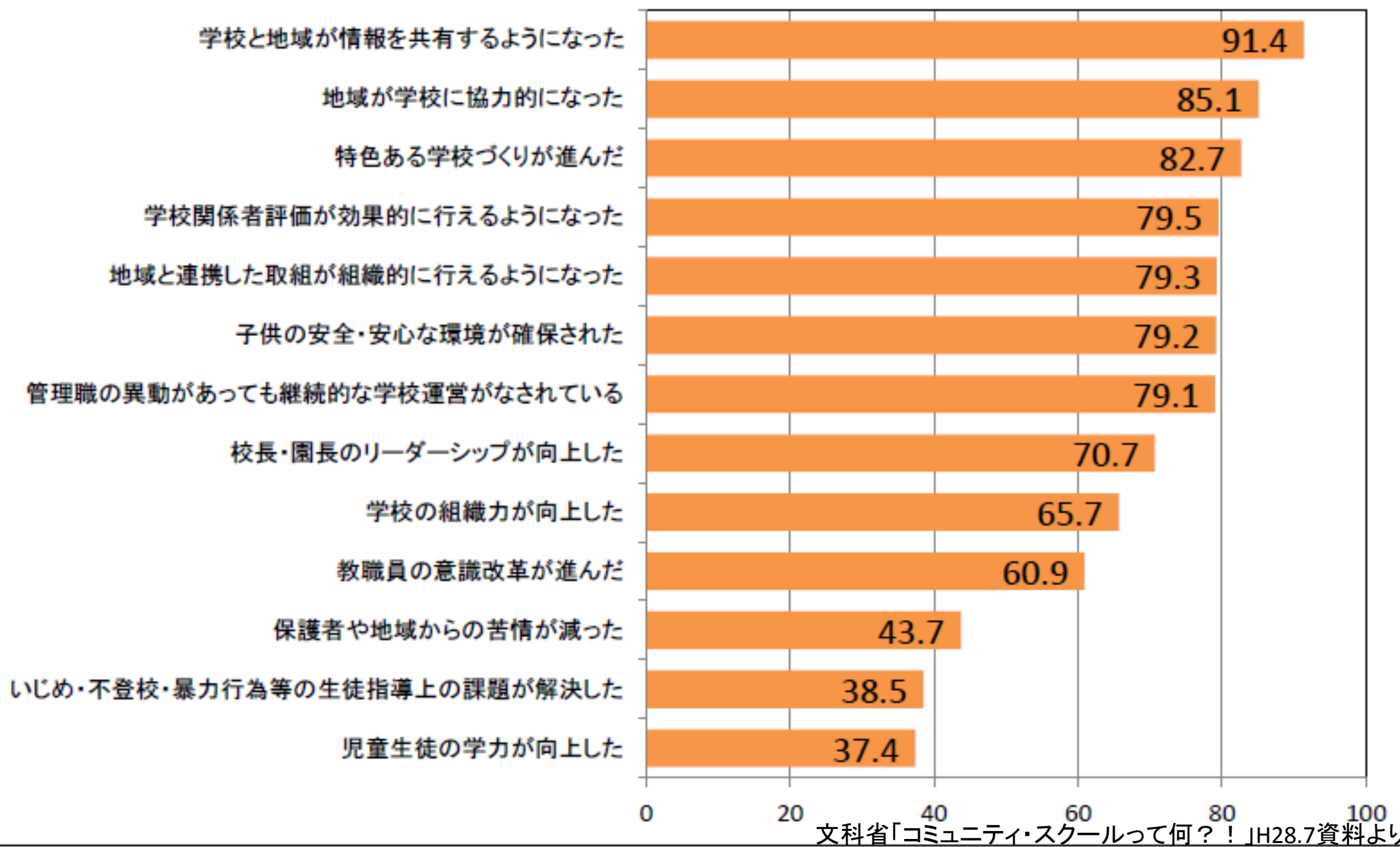
③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「**基本方針の承認**」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「**役割分担をもって連携・協働による取組**」ができます。

文科省「コミュニティ・スクールって何?!」H28.7資料より

成果

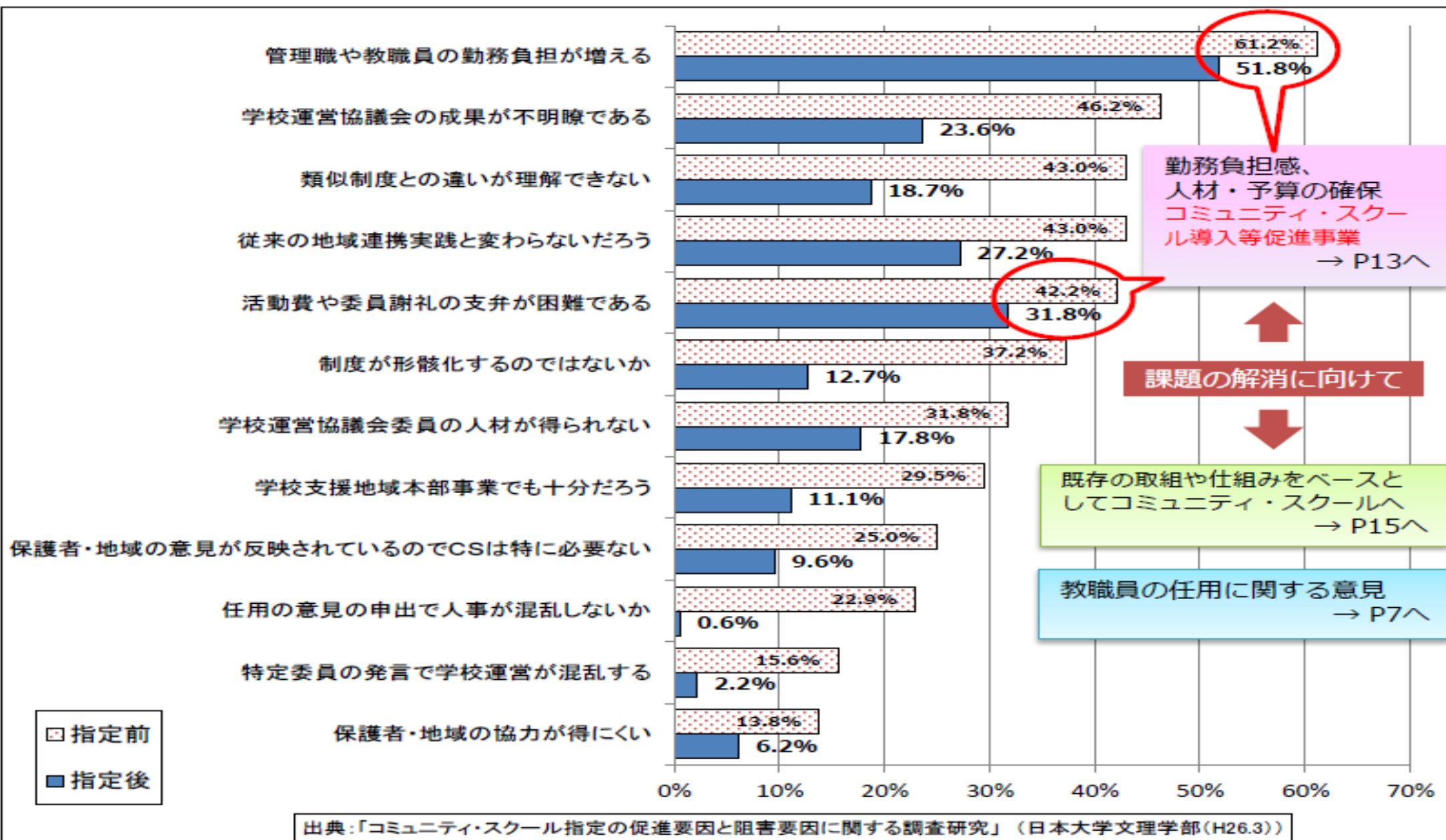
コミュニティ・スクールに指定された学校では、地域連携に関する成果のみならず、教職員の意識改革や、学力向上・生徒指導の課題解決においても、**成果**を認識しています。



課題の解消

コミュニティ・スクールに指定された学校では、指定前にコミュニティ・スクールに対して課題と感じていたことが、**指定後には解消**されています。

【コミュニティ・スクール「指定前」と「指定後」の教職員の意識の変化】



文科省「コミュニティ・スクールって何?!」H28.7資料より

学校と地域の情報共有・協力・連携・相互理解

学校関係者評価の充実

教職員の意識改革

学校・地域の課題解決



学校が**元気**に！

地域が**元気**に！

コミュニティ・スクールで変わる
地域とともにある学校の姿

好循環

が生まれています

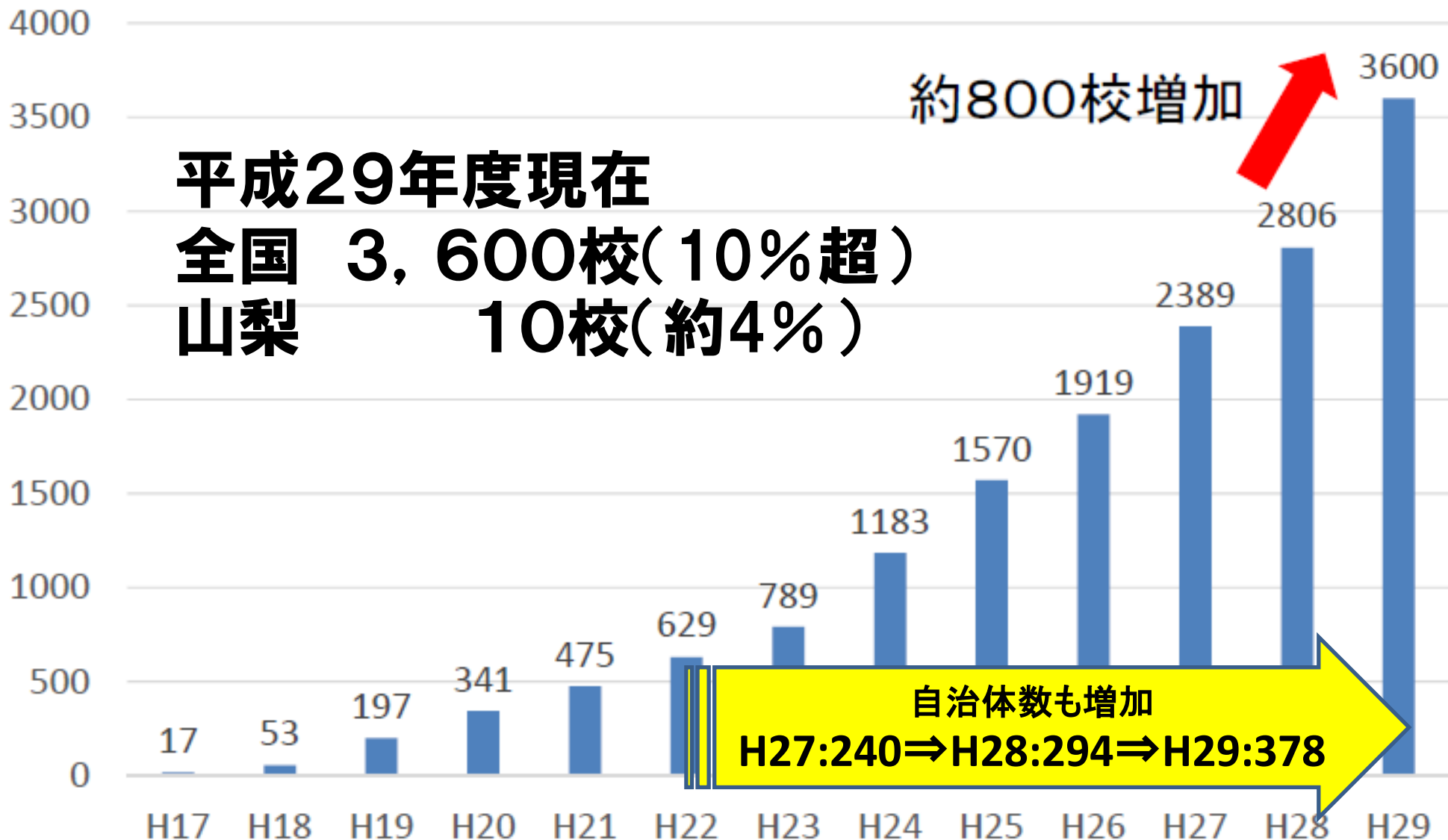
③ 学校・家庭・地域の課題
解決に向けた動きの進展

① 関わる人々の意識改革
(当事者意識)

② 保護者・地域住民の教育活動への参画
学校・家庭・地域の連携強化

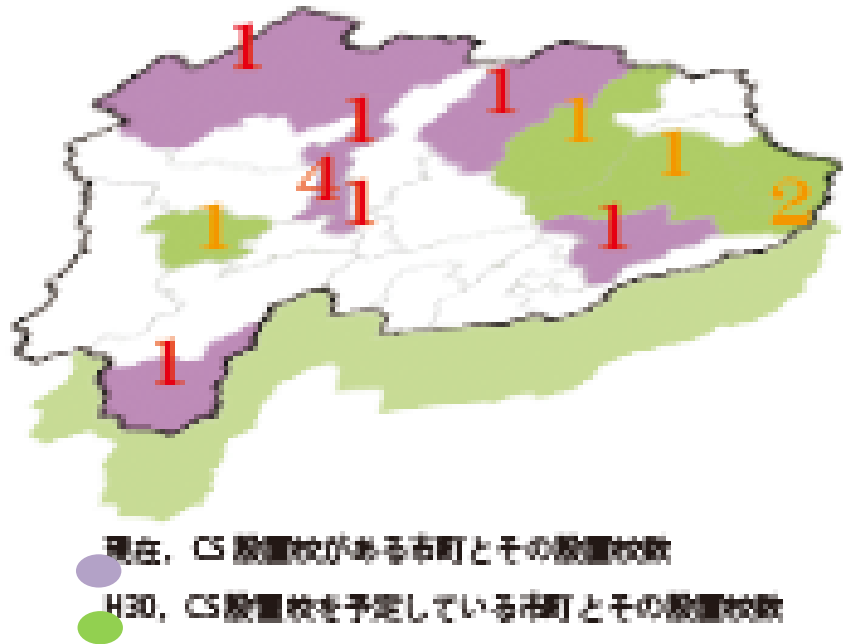
学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものです。

学校運営協議会の設置校数の推移



文科省H30概算要求説明会資料より

山梨県内 コミュニティ・スクール



10校

2017. 10.

公立学校全国3600校 (H29.4.1)
 (内 小中3398校 (11.7%))

学校運営協議会の設置及び設置予定の状況

市町村	学校	設置日	事業計画年	
1 甲斐市	双葉西小学校	平成24年4月1日		
2	押原小学校	平成26年5月1日		
3 昭和町	西条小学校	平成27年4月1日	H27-28	
4	常永小学校	平成27年4月1日	H27-28	
5	押原中学校	平成27年4月1日	H27-28	
6 中央市	田富南小学校	平成28年4月1日	H27-28	★
7 北杜市	泉小学校	平成29年4月25日	H27-28	★
8 南部町	南部中学校	平成28年5月1日	H27-28	★
9 山梨市	笛川小学校	平成28年6月1日	H27-28	
10 都留市	旭小学校	平成29年7月1日	H27-28	★
11 甲州市	菱山小学校	平成30年4月1日 (予定)	H28-29	★
12	大和小学校	平成31年4月1日 (予定)	H29-30	★
13 富士川町	増穂南小学校	平成30年4月1日 (予定)	H29-30	◎
14 上野原市	島田小学校	平成30年4月1日 (予定)	H27-28	
15	上野原中学校	平成30年4月1日 (予定)	H28-29	★
16 大月市	初狩小学校	平成30年4月1日 (予定)	H28-29	★
17 富士吉田市	吉田小学校	未定	H29-30	◎
18 河口湖南中学校組合	河口湖南中学校	未定		

* 山梨市は全ての公立小中学校でCSを検討中

◎コミュニティ・スクール導入等促進事業(国の補助事業)

補助金の負担：国，県，市町 それぞれ1/3

○県単独事業

★コミュニティ・スクール導入等促進事業(国の補助事業)

補助金の負担：国1/3 市町2/3

Q & A

1. 基本方針の承認が求められることで、校長が学校運営をしにくくなるのでは？

⇒意見 新たなアイデア77%、文書の訂正51%
⇒修正 修正意見なし93%、修正意見あり後承認7%

・承認されなかった事例はない。
・対立、トラブルを引き起こすような意見ではない。

2. 教職員の任用に関する意見で人事が混乱するのでは？

⇒任用意見申出率6.6%。ただし、そのすべてが、欲しい人材(部活顧問、若い教員)の要望、加配・留任の要望

・任意意見申出率6.6%
・あくまで尊重規定で任命権者の任命権を拘束しない。

3. 学校評議員の仕組みで十分では？

⇒CS設置後、76%が評議会を廃止、停止

・議論がより活性化していく傾向がある。

4. 学校支援の取組が十分で、学校運営協議会まで取り入れる必要がないのでは？

⇒CS設置後、87.9%で活動が活性化

・学校運営協議会を設けることで、支援活動が活性化する傾向がある。

これからの教育課程

教育課程そのものを
社会に開いていくこと

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、 よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという目標を持ち、教育課程を介してその理念を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合っていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

(平成28年8月 中教審教育課程部会～次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ～より)

設置に向けた検討

これまでは「置くか」「置かないか」

どうやって

これからは「いつ置くか」

努力義務化及び附則の規定を踏まえて

具体的な検討・計画的な推進

をお願いいたします。

文科省H30概算要求説明会資料より

学校運営協議会設置までの取組

1年目

甲斐市教育委員会 (双葉西小)

- 「運営協議会推進委員会」発足(5回実施)
- ・既存組織を進化発展させていくことの方
向性を確認
- ・先進校視察研修(東京都、静岡県等)報告会
- ・学校運営協議会の構成についての検討
- ・学校運営協議会規則検討(甲斐市教委)

2年目

- ・「運営協議会推進委
員会」4回実施
- ・学校長自ら地域をま
わり、学校応援団を募
り「学校支援地域会議」
発足
- ・学校運営協議会規則
制定(3.29)

3年目(H24) 4月1日学校運営協議会設置(学校運営協議会規則施行)

昭和町教育委員会 (押原小)

- 「運営協議会推進委員会」発足(4回実施)
- ・関係団体等説明会
- ・先進校視察(富山県、長野県、神奈川県)
- ・学校運営協議会規則検討(昭和町教委)
- ・押原小学校運営協議会要綱の検討
- ・協議会委員選任に関する検討

※西条小、常永小、押原中、
南部中、田富南小等が押原
小を参考に2年目に設置

2年目(H26) 4月1日規則、要綱施行 5月1日学校運営協議会設置

今ある組織の移行

自治体独自の類似の仕組み

=

「コミュニティ・スクールへの過渡的な段階」

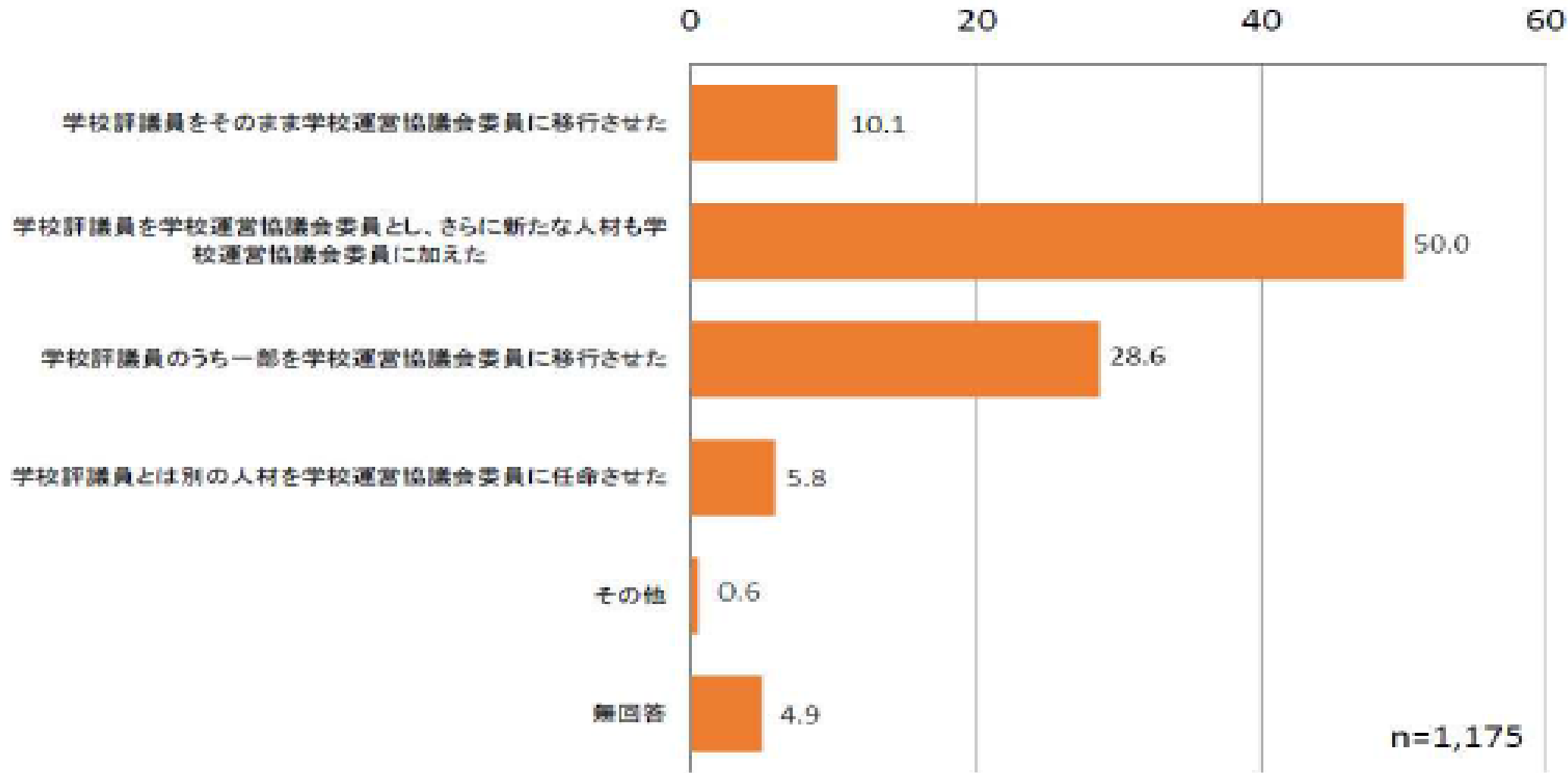
すでにある地域連携の組織の

「学校運営協議会」への移行の推進

をお願いいたします。

文科省H30概算要求説明会資料より

※ 数値は回答の割合。



図表 2. 学校評議員・類似制度から学校運営協議会への移行に際する委員の任命状況（校長意識調査）

出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」（平成 27 年度 文部科学省）

提言

検索ワード
「山梨県」「義務教育課」
「学校運営協議会」「提言」

- 1 教育委員会及び学校は、地域とともにある学校づくりの仕組みとして、学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）の導入等を推進していく。教師、保護者、地域住民の共通理解を図るために、学校運営協議会についての研修会や説明会を行い、周知していく。
- 2 学校・家庭・地域は、学校で行われている活動を「地域とともにある学校の視点」で見直し、地域の特色を生かした取組としていく。学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）となることで、教育活動の一層の充実と地域創生が図られる取組としていく。
- 3 学校及び学校運営協議会は、学校の特色や地域の実情に応じて、地域住民、学校応援団、PTA、文化協会、ボランティア組織等と協力して、学習支援、児童生徒の安全確保、その他学校内外での取組を行う。
- 4 学校及び学校運営協議会設置準備のための組織は、既存の組織である「学校評議員」「学校関係者評価委員会」等の機能を、学校運営協議会に統合する方向で検討していく。

- 5 学校長は、学校の経営方針を示した「学校のグランドデザイン等」を分かりやすい表現で提示することにより、委員や保護者、地域住民等の理解を深める。また、学校運営協議会の名称について、地域に親しみやすいものにするように工夫することを検討していく。
- 6 学校運営協議会は、学校・家庭・地域が協働して運営するものであるため、教育委員会と学校とが連携し、学校とその関係者の考えを尊重して設置を進める。また、教育委員会は、先進校の事例や成功事例を多く集め、広報することにより普及・推進していく。
- 7 学校と地域は、連携・協働した活動を展開していく。学校が地域に貢献する活動をしていく際には、児童会・生徒会活動等の自発的・自治的な活動を重視して進めていく。
- 8 教育委員会及び学校運営協議会設置準備のための組織は、学校運営協議会における教職員の任用に関する意見の取扱いについて、目指したい学校や地域づくりのために必要な人財確保につながるように検討していく。その際、学校長の同意を得ることや現在所属している教職員個人を特定しない形で意見を述べることを前提とした上で、教育委員会規則や学校運営協議会設置要項等に記すことについても検討していく。
- 9 教育委員会及び学校、学校運営協議会は、地域の活性化を促進するため、学校の教育活動等を通して、地域住民同士の交流を深める機会がもてるように検討していく。

社会総がかりで子供たちを育むために、全ての公立学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。地教行法の改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域や学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実に向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。

※「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー。



※CSディレクター:学校運営協議会の会議運営や、学校間、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に係る業務を行う地域人材

域内全ての市区町村及び管轄する学校においてCSの推進体制を構築

①市町村教委の学校教育・社会教育担当課の連携・協働体制の構築

コミュニティ・スクール ↔ 地域学校協働本部

<改正地教行法>

- ・地域学校協働活動推進員等を学校運営協議会の委員に
- ・協議会は、学校運営への必要な支援についても協議

②県立学校と市町村立学校の連携・協働体制の構築

県立高校・特別支援学校 ↔ 市区町村立学校

<改正地教行法>

- ・全ての公立学校がコミュニティ・スクールに

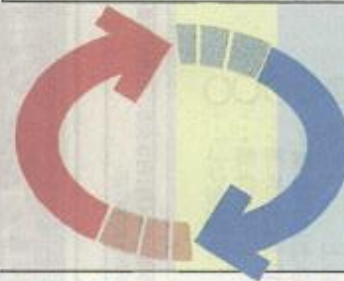
③管理職・事務職員マネジメント研修

<改正学校教育法・地教行法>

- ・事務職員は事務をつかさどる
- ・教職員の任用に関する意見の柔軟化

<47箇所>

推進委員会
連絡協議会



推進フォーラム
研修会

域内全ての学校においてCSの推進体制を構築

①学校間・地域間の連携・協働体制の構築

- ・学校運営協議会連絡協議会の開催 (各学校の取組内容の共有)
- ・地域連携担当教職員連絡協議会の開催

②「社会に開かれた教育課程」の構築

- <新学習指導要領>全面実施に向けて
- ・H30:幼稚園、H32:小学校、H33:中学校

③地域とともにある学校づくりに向けた推進体制の構築

- ・多くの当事者による「熟議」の実施
- ・学校運営協議会について、多くに地域住民に対する周知・徹底

<760箇所>

文科省H30概算要求説明会資料より

コミュニティ・スクール推進体制構築事業（市区町村実施）【活用例】

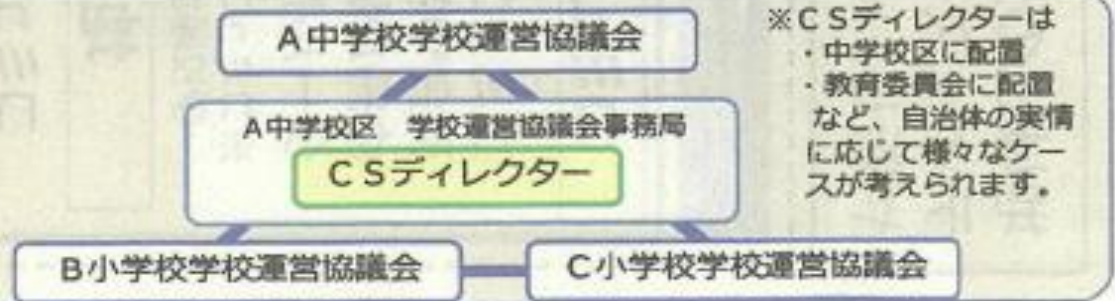
本補助事業を活用するためには、まず、市（区町村）に事業費として予算計上を行う必要があります。
 事業費のうち、1/3（直接実施の場合は2/3）は市（区町村）の負担がありますが、地財措置の申請を行っています。



費目	内訳(詳細) <A市>	経費予算額
諸謝金	A市コミュニティ・スクール推進協議会 委員謝金1,000円×17校×4回=68,000円 CSディレクター謝金 1,480円×5時間×75日×1人=555,000円 外部有識者謝金 5,300円×4回×1人=21,200円	644,200円
旅費	推進協議会委員 700円×4回×17校=47,600円 外部有識者旅費 4,300円×4回×1人=17,200円	64,800円
借料及び損料	フォーラム参加バス借上料 80,000円	80,000円
消耗品費	コピー用紙1,500円×1箱、カラーインクカートリッジ3500円×1、模造紙・付箋1,000円	6,000円
会議費	コミュニティ・スクール推進協議会18人×4回×150円=10,800円	10,800円
印刷製本費	リーフレット作成費用 190円×300部=57,000円	57,000円
	計	862,800円

◆ CSディレクターの役割 ◆

CSディレクターは、学校や教育委員会へ配置され、学校運営協議会の会議運営（開催案内の作成、会議資料の印刷、会議録・広報誌の作成、アンケート集計等）や、学校運営協議会委員、その他関係団体等との連絡・調整など、学校運営協議会に関わる業務を担うものとする。



文科省H30概算要求説明会資料より

(国新規)コミュニティ・スクール推進体制構築事業

- 今年度まで(CS導入等促進事業)

対象: 設置者から指定された学校に対して補助

国1/3、県1/3、市町村1/3

- 次年度から(CS推進体制構築事業)

対象: 域内の全ての公立学校をCSにすることを目指す

設置者に対して補助

国1/3、県1/3、市町村1/3

山梨型CSの実現に向けて

- 学校間連携と学校と家庭・地域の連携を進める「スクラム教育」の推進

(多様な主体がスクラムを組んで教育に参画)

H29. 10. 1

H30

H33には・・・

10校 **15校**

**全ての学校を
CSにする準備
が求められる
可能性がある。**

「地域とともにある学校づくり」に向けて
ともに推進していきましょう！